非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB)



ポイント

標記については、積立比率に応じた方法で特例掛金を設定する場合の計算過程での取扱いを見直す旨、厚生労働省より連絡がありましたのでご案内いたします。

▶見直しの内容

・「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額」(次頁参照)がマイナスとなる場合、ゼロに置き換えて特例掛金を計算する。

▶見直しの影響

- ・最低積立基準額が減少傾向にある場合に影響がある。
- ・見直し前と比較すると、必要な<u>特例掛金の額が大きく計算される</u> 可能性がある。

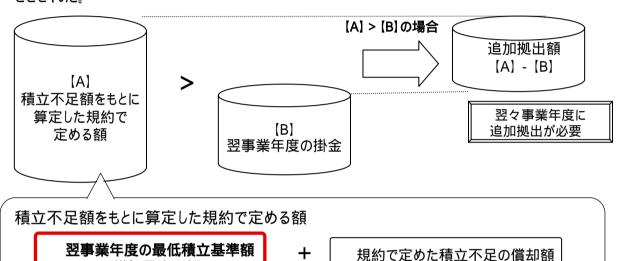
▶見直しの時期

- ・【厚年基金】平成25年3月末基準の財政検証以降
- ・【DB年金】厚生労働省にて検討中(平成25年3月末基準の財政 検証以降の見込み)

「翌事業年度の最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額」として規定されている。

積立比率に応じた方法での特例掛金の設定

- ✓ 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定は、財政検証で非継続基準に抵触した場合の 追加拠出の方法の一つである。
- ✓ 下図[A]が[B]を上回る場合に、当該上回る額を翌々事業年度の特例掛金として追加拠出する。
- ✓ 従来は、下記 がマイナスとなった場合でもそのままとしていたが、今後はゼロに置き換えることとされた。



見直される部分

の増加見込み額

規約で定めた積立不足の償却額(下図の【方法1】以上、【方法2】以下)

祝約でためた慎立小走の慎却領(下凶の1万法17以上、1万法27以下) 【方法1】:下限

積立比率(純資産(時価) 1/最低積立基準額 2) 積 1.0 1 0.9~1.0 3の部分 1/15償却 立 0.8~0.9 の部分 1/10償却 の.8 0.8未満 の部分 1/5償却

最低積立基 準額に対す る積立不足 を一括で償

【方法2】:上限

- 1 掛金計算上の資産として、数理的評価を適用している場合でも時価となる。
- 2 厚年基金においては、最低積立基準額以外に、最低責任準備金に対する積立比率も考慮する必要がある。
- 3 財政検証の基準日に応じて平成29年3月30日までの経過措置があり、以下のスケジュールとなっている。

平成25年3月31日~平成26年3月30日:0.92

平成26年3月31日~平成27年3月30日:0.94

平成27年3月31日~平成28年3月30日:0.96

平成28年3月31日~平成29年3月30日:0.98

平成29年3月31日~ :1.00

以上

